



平成21年5月15日

各 位

会社名 三機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 有馬修一郎
(コード番号 1961 東証・大証・名証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員総務本部長
濱野 健次
(TEL 03-3271-6651)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第85回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第13条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第13条第3項)

- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (省 略)	第 6 条 (省 略)
第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第 8 条 (省 略)	第 7 条 (現行どおり)
第 9 条 当社の単元株式数は、1千株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第 8 条 当社の単元株式数は、1千株とする。 (削 除)
第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1~4 (省 略)	1~4 (現行どおり)
第 11 条~第 12 条 (省 略)	第 10 条~第 11 条 (現行どおり)
第 13 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u>	第 12 条 (現行どおり) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。
第 14 条~第 42 条 (省 略)	第 13 条~第 41 条 (条数の繰上げ)
(新 設)	(附 則)
	第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u>
	第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(予定)

以 上